

食安発 0 3 2 9 第 3 号

平成 2 3 年 3 月 2 9 日

〔 成田空港検疫所長  
横浜 検 疫 所 長  
神戸 検 疫 所 長 〕 殿

医薬食品局食品安全部長

( 公 印 省 略 )

福島第一原子力発電所事故に伴う検疫所における放射性物質検査について

平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により、周辺環境から放射性物質が検出されたところである。

このため、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする食品衛生法の観点から、当分の間、原子力安全委員会により示された指標値を食品衛生法上の暫定規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第6条第2号にあたるものとして食用に供されることがないように、平成23年3月17日付け食安発0317第3号「放射能汚染された食品の取り扱いについて」により自治体あてに通知したところである。

農畜産物等の放射性物質検査については、平成23年3月23日付け食安発0323第1号「農畜産物等の放射性物質検査について（依頼）」及び平成23年3月25日付け食安発0325第2号「貴県産農産物の放射性物質検査について」に基づき、関係自治体において実施しているところであるが、検査機器の整備状況等の理由により検査実施が困難な場合は、国の関係機関において検査を受け入れることとしていることから、貴検疫所においては、下記事項に留意の上対応方よろしく願います。

## 記

### 1 検査対象

自治体から監視安全課あてに検査依頼のあった食品について、各検疫所の業務量や検体数に応じ、検疫所業務管理室から検体の検査依頼を行う。

### 2 検査実施方法

平成10年12月2日付け衛検第223号「旧ソ連原子力発電所事故に係る輸入食品の監視指導について（最終改正：平成21年12月18日）」、平成14年5月9日付け事務連絡「緊急時における食品の放射能測定マニュアルの送付について」及び平成23年3月18日付け事務連絡「「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」に基づく検査における留意事項について」を参照し、食品中に含まれる放射性ヨウ素131、放射性セシウム134及び放射性セシウム137を測定すること。

### 3 検査結果の連絡

別添の検体送付票に検体受領日、放射性ヨウ素131、放射性セシウム（セシウム134及びセシウム137の合計）の測定値、検査結果判明日を記載し検疫所業務管理室あて連絡すること。なお、暫定規制値を超える値が検出された場合は、依頼元の自治体及び検疫所業務管理室あて直ちに連絡すること。

以上